

京都市消防団員服制規程

平成 3 年 5 月 2 3 日

京都市消防局訓令乙第 4 号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防団員の服制に関する規程を次のように定める。

京都市消防団員服制規程

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、京都市消防団員服制規則（以下「規則」という。）第 3 条に規定する服制に関し必要な事項を定めるものとする。

(服制に係る制式等)

第 2 条 規則第 2 条第 1 項に規定する消防団員の服制に係る制式、地質その他の服制に関する細目は、別表第 1 のとおりとする。

(消防局長が定める服制)

第 3 条 規則第 2 条第 2 項に規定する消防団員の服制は、別表第 2 のとおりとする。

(施行細目)

第 4 条 この訓令に定めるもののほか、消防団員の服制について必要な細目は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 4 年 1 月 3 0 日京都市消防局訓令乙第 6 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 4 年 6 月 4 日京都市消防局訓令乙第 5 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年 1 0 月 1 日京都市消防局訓令乙第 8 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 3 1 日京都市消防局訓令乙第 1 6 号）

この訓令は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 4 年 1 2 月 2 5 日京都市消防局訓令乙第 5 号）

(施行期日)

1 この訓令は、平成 1 4 年 1 2 月 2 6 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の京都市消防団員の服制に関する規程の規定による安全チョッ

キは、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成15年8月15日京都市消防局訓令乙第1号）

この訓令は、平成15年8月20日から施行する。

附 則（平成16年3月31日京都市消防局訓令乙第9号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日京都市消防局訓令乙第9号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の京都市消防団員の服制に関する規程の規定による防火靴は、  
当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成22年1月8日京都市消防局訓令乙第7号）

この訓令は、平成22年1月10日から施行する。

附 則（平成22年6月4日京都市消防局訓令乙第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年12月15日京都市消防局訓令乙第8号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日京都市消防局訓令乙第11号）

（施行期日）

1 この訓令は平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の京都市消防団員服制規程の規定による防火帽及び防火衣は、  
当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成24年3月30日京都市消防局訓令乙第6号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の京都市消防団員服制規程の規定による雨衣（女性用に限る。）  
は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成24年7月30日京都市消防局訓令乙第1号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成24年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の京都市消防団員服制規程の規定による雨衣（男性用に限る。）  
は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成27年9月30日京都市消防局訓令乙第6号）

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年2月26日京都市消防局訓令乙第10号）  
（施行期日）

1 この訓令は、平成28年2月28日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の京都市消防団員服制規程の規定による夏用訓練服上衣は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成28年3月31日京都市消防局訓令乙第14号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月6日京都市消防局訓令乙第4号）

この訓令は、公布の日から施行する。